

J R 東海労働関西地「申」第31号
2020年5月8日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「5月11日以降の運転計画の見直し」に関する申し入れ

新型コロナウイルス感染症の拡大は収まる兆しがない。4月7日、政府は「緊急事態宣言」を発し、5月4日には全国に発した宣言を5月31日にまで延長した。

3月13日、国会に於いて改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立し、翌14日より施行された。そして会社はダイヤ改正の前日であった3月13日、3月19日～31日の期間ののぞみ号の臨時列車の一部を運休にする計画を発表した。その後も新型コロナウイルスの感染者数は増え続けた。

3月24日には4月の金曜日と5月のGW期間（1日～6日）中ののぞみ号の一部の運休計画を見直した。さらに4月6日、GW後の5月7日～31日までの期間で主に金曜日ののぞみ臨時列車の一部の運休を発表した（緊急事態宣言が4月7日）。

4月16日、政府は、緊急事態宣言を全都道府県へ拡大させた。そして会社は、4月20日になって「4月24日以降当面の間」のぞみ号の臨時列車を全て運休にする運転計画を明らかにした。

このように、会社は1ヶ月近くの間4回の運転計画を見直し、利用者への周知を行ってきたがこの間、労働組合への説明はいっさいなかった。職場では、「自宅勤務」などの勤務変更が続発し、社員は体力、精神的にも疲弊し、このままでは安全運行に影響を及ぼしかねない。これまでの会社の対応を見ると、政府による感染症対策が変更になるたびに会社の運転計画が見直しされ、新幹線の安全運行を担う企業としての主体性が見えない。

そして5月5日、大阪第一、第二運輸所において「5月11日以降の大幅な運行計画の見直し」の掲示が出たが、労働組合への説明はなかった。5月7日にプレス発表した運行計画の見直しの内容は、主にのぞみ号の定期列車の大幅な運転本数の減便となっているが、社員、特に乗務員に対する勤務変更の差別や乱発、労働条件の悪化を招くことがないように申し入れる。

よって以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 会社は、これまで政府による感染症対策を受けて「運転計画」を変更してきた。今回の変更も、政府の新たな感染症対策の変更を受けての判断なのか明らかにす

ること。

2. 5月11日以降（泊まり行路では10日出勤の行路）の運転計画において、社員の大幅な勤務変更が予想される。その規模と考え方を明らかにすること。
3. 社員・乗務員の勤務変更が発生する場合、必ずその理由を説明し社員の同意を得ること。また、労働条件の変更が発生する場合、事前に労働組合への説明と団体交渉を開催すること。
4. 感染症の感染リスクの低減を目的に「自宅勤務」を指定しているが、社員によって指定回数の差が発生している。特に車掌長、列車長などの職種別、社員間でその指定回数の差別的な指定とならないよう均等に指定すること。
5. 労働条件の変更（勤務変更）により、賃金等の減額にならない措置をとること。
6. 政府から発表される感染症対策を受けて運転計画がたびたび発生している。会社としての長期的視点に立った、経営と運転計画に関する考え方を明らかにすること。
7. 会社の運転計画の変更に伴い、関連会社には労働条件の悪化を招くことのないよう指導すること。また、その都度、申し入れがあれば会社として責任をもって団体交渉の開催と勤務手配を指導すること。
8. 今後、運行計画の見直しが発生する場合は、事前に労働組合へ明らかにすること。

以上